

410 特定介護予防福祉用具販売

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
設備及び備品等 (第 284 条)	○ 指定申請時（更新時含む）又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】 ○ 使用目的に沿って使われているか【目視】	◆ 平面図（行政機関側が保存しているもの）
内容及び手続の説明及び同意 (第 49 条の 2)	○ 利用申込者又はその家族への説明を行っているか ○ 利用申込者の同意を得ているか ○ 重要事項説明書の内容に不備等はないか	◆ 重要事項説明書（利用申込者の同意があったことがわかるもの） ◆ 利用契約書
心身の状況等の把握 (第 49 条の 7)	○ サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防支援事業者等との連携 (第 49 条の 8)	○ サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスとの密接な連携に努めているか	◆ サービス担当者会議の記録
介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 (第 49 条 10)	○ 介護予防サービス計画に沿ったサービスが提供されているか	◆ 介護予防サービス計画
サービスの提供の記録 (第 285 条)	○ サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等（サービスの提供日、提供したサービスの内容、使用者の心身の状況その他必要な事項）が記録されているか	◆ 介護予防サービス計画 ◆ サービス提供記録
指定介護予防特定福祉用具販売の具体的取扱方針（第 291 条）	○ 対象福祉用具について貸与又は販売の選択にかかる説明を行い、医師等の意見や利用者の身体の状態等を踏まえ提案を行っているか ○ 生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか ○ 身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか ○ 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか	◆ 身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合） ◆ サービス担当者会議の記録 ◆ サービス提供記録
特定介護予防福祉用具販売計画の作成 (第 292 条)	○ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえているか ○ 指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具	◆ 介護予防サービス計画 ◆ 特定介護予防福祉用具販売計画（利用者の同意があったことがわかるもの）

410 特定介護予防福祉用具販売

	体的サービスの内容等（福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種選定理由等）を記載しているか ○ 介護予防サービス計画に基づいて特定介護予防福祉用具販売計画が立てられているか ○ 利用者又はその家族への説明を行い、利用者の同意を得ているか ○ 対象福祉用具について、特定介護予防福祉用具販売計画作成後、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行っているか	◆ アセスメントの結果がわかるもの
--	--	--------------------------

410 特定介護予防福祉用具販売

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
福祉用具専門相談員の員数 (第 282 条)	○ 福祉用具専門相談員の員数は適切であるか ○ 必要な資格は有しているか	◆ 福祉用具専門相談員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 福祉用具専門相談員の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） ◆ 資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し又は福祉用具専門相談員指定講習修了証明書の写し）
管理者 (第 283 条)	○ 管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	◆ 管理者の雇用形態が分かるもの ◆ 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）
受給資格等の確認 (第 49 条の 5)	○ 被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有効期限を確認しているか	◆ 介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
保険給付の申請に必要な書類等の交付 (第 287 条)	○ 利用者からの販売費用の額の支払いを受けた場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称、販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書、領収書、当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定介護予防福祉用具の概要について記載した書面を利用者に対して交付しているか	◆ 請求書 ◆ 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ◆ 領収書 ◆ 特定介護予防福祉用具のパンフレット他概要がわかるもの
運営規程 (第 270 条)	○ 運営における以下の重要事項について定めているか 1.事業の目的及び運営の方針 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 3.営業日及び営業時間 4.指定特定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 5.通常の事業の実施地域 6.虐待の防止のための措置に関する事項 7.その他運営に関する重要事項	◆ 運営規程
勤務体制の確保等	○ サービス提供は事業所の従業者によつ	◆ 従業者の勤務体制及び勤

410 特定介護予防福祉用具販売

(第 120 条の 2)	○ 行われているか ○ 性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） ◆ 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの ◆ 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
業務継続計画の策定等 (第 53 条の 2 の 2)	○ 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか ○ 従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか ○ 定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	◆ 業務継続計画 ◆ 研修の計画及び実績がわかるもの ◆ 訓練の計画及び実績がわかるもの
適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 (第 271 条)	○ 福祉用具専門相談員の資質向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しているか	◆ 研修の計画及び実績がわかるもの
衛生管理等 (第 53 条の 3)	○ 感染症の発生又はまん延しないよう次の措置を講じているか ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会開催（おおむね 6 月に 1 回以上）、その結果の周知 ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ・ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期実施	◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
秘密保持等 (第 53 条の 5)	○ 個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか ○ 退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか	◆ 個人情報の利用に関する同意書 ◆ 従業者の秘密保持誓約書
広告 (第 53 条の 6)	○ 広告は虚偽又は誇大となっていないか	◆ パンフレット／チラシ ◆ web 広告
苦情処理 (第 53 条の 8)	○ 苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか ○ 苦情を受け付けた場合、内容等を記録、保管しているか	◆ 苦情の受付簿 ◆ 苦情への対応記録
事故発生時の対応 (第 53 条の 10)	○ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡しているか ○ 事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか ○ 損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	◆ 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの ◆ 事故に際して採った処置の記録 ◆ 損害賠償の実施状況がわかるもの
虐待の防止 (第 53 条の 10 の 2)	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及びその結果の福	◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの ◆ 虐待の防止のための指針

410 特定介護予防福祉用具販売

	社用具専門相談員への周知 ・ 虐待の防止のための指針の整備 ・ 虐待の防止のための研修の定期実施 ○ 上記の措置を適切に実施するための 担当者を置いているか	◆ 虐待の防止のための研修の 計画及び実績がわかるもの ◆ 担当者を置いていることが わかるもの
--	--	---

注) 確認項目の条項は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」から抽出・設定したもの